

支出負担行為担当官
 防衛省大臣官房会計課
 会計管理官 平下 一三
 (公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。
 なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和8年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期間
R8-K3-0002	身体歴電子化システムに係る事業管理 支援等役務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和10年8月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（G E P S））対象案件）

3. 入札日時 令和8年3月24日(火)（10:30）

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格
- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
 - (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (6) 適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）
 - (7) 上記（3）の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項各号のいずれかに該当する者（具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、令和8年3月6日（金）12:00までに下記ア～キに記載する書類等を防衛省大臣官房会計課契約係へ提出すること。

ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者

イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項 目	基 準	数 値
入札物品等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
入札物品の製造等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
	1～2人	3
入札物品の製造等に携わる技能認定者数（特級、一級、単一級）	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
1～2人	1	

注：1 特許には、海外で取得したものを含む。

- 2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ S B I R制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。）が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup又はJ-Startup地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、保有個人情報等の取扱いに関する特約条項、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項、情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項

11. その他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
- (2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
- (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (4) 契約締結日までに令和8年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は本予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。
- (5) この一般競争に参加を希望するものは、適合条件を満たすことを証明する書類を
令和8年 3月 10日（火） 14:00 までに提出しなければならない。
- (6) 入札に関する条件 仕様書4.1 a)~c)に定める本業務の実施体制並びに仕様書7.2 f)1)~3)に定める契約の履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること

(提出期限：令和8年 3月 10日 (火) 14:00 必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。)

- (7) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」(<https://www.p-portal.go.jp>)を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和8年 3月 19日 (木)までに、下記担当者必着分を有効とする。
- (8) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (9) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を
持参すること。
受付時間 9:30~18:15 (12:00~13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：○○○」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 高瀬 電話 03-3268-3111 内線20826

適合条件

1 条件

契約相手方は、次の条件を満たしていること。

(1) 事業者の要件

本役務を担当するに当たり、会社全体又は業務従事者の所属する部門が、以下のいずれかの要件を満たしていること。資格については、それを証明する書面（認定証等）の写しを、経験については経験を有することを説明できる資料（システム経歴書等）を提出すること。

ア 個人情報保護、情報セキュリティ等に係る公的認証

- a) 「ISO/IEC 27001 認証（国際標準規格）」
- b) 「JIS Q 27001 認証（日本工業標準規格）」
- c) 「品質マネジメントシステム ISO 9001 認証（国際標準規格）」

イ 受託実績及び経験

- a) 情報システムに係る支援役務として、要件定義書策定支援、予算要求支援、調達に係る仕様書策定支援等の実績を有すること。
- b) 防衛省におけるリスク管理枠組み（RMF）に精通しており、かつ運用承認支援を行った実績を有すること。

2 提出書類

1の条件を満たすことが客観的に示されているもの（形式は任意とし、提出書類には、会社名等を表示したうえで綴るものとする。）。

なお、提出書類に関する問い合わせは、提出期限前日の17時15分までとする。また、提出した証明書等について、官側が説明を求めたときはこれに応じなければならない。

提出された証明書等を審査の結果、当該案件を履行できると認められた者に限り入札の対象とする。

提出書類については、虚偽の無いものとする。

3 提出部数

1部

4 提出期限

3月10日（火）14：00

仕様書			
件 名	身体歴電子化システムに係る事業管理支援等役務	作成年月日	令和8年2月16日
		仕様書番号	
		人事教育局衛生官	

1. 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、令和8年3月から試行運用を実施する身体歴電子化システム（以下「本システム」という。）に係る支援の他、試行運用後の全体事業計画策定等に係る支援として、全体事業計画策定支援、事業管理支援等を実施する役務（以下「本役務」という。）について適用する。

1.2 引用文書等

本仕様書における引用文書は、本仕様書に規定する範囲内において、本仕様書の一部となすものであり、引用文書に定める項目が本仕様書と相違する場合は、本仕様書を優先する。

なお、引用文書及び関連文書は、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

1.2.1 引用文書

a) 法令等

- 1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- 2) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- 3) デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン（2025年（令和7年）5月27日）
（以下「標準ガイドライン」という。）
- 4) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第137号。4.3.31）
- 5) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装プ武第188号。31.1.9）
- 6) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和8年2月3日変更閣議決定）

b) 規格

- 1) JIS X 0001～JIS X 0032 情報処理用語

1.2.2 関連文書

a) 法令等

- 1) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）
- 2) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- 3) 防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号。19.9.20）
- 4) 防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）（防運情第9248号。19.9.20）

- 5) 防衛情報通信基盤データ通信網管理運用規則 (自衛隊統合達第27号 令和7年3月24日)
- 6) ファイル暗号化ソフトの維持・管理要領について (通達) (防運情第5156号。19.5.22)
- 7) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について (通達) (防装庁(事)第3号。31.1.9)
- 8) 情報システムの借上契約から分離した撤去役務の取扱いについての細部事項について (通知) (装管調第5121号。令和2年3月31日)
- 9) デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン解説書 (2025年(令和7年)5月27日)
- 10) デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン実践ガイドブック (2025年(令和7年)5月27日)
- 11) リスク管理枠組み(RMF)におけるセキュリティ管理策について (通知) (防整サ第14550号。令和5年7月3日)
- 12) 防衛省デジタル・ガバメント中長期計画 (2022年(令和4年)12月12日 防衛省行政情報化推進委員会決定)

b) 規格

- 1) **JIS Q 27001** 情報技術—セキュリティ技術—情報セキュリティマネジメントシステム—要求事項
- 2) **ISO/IEC 27001** 情報技術—セキュリティ技術—情報セキュリティマネジメントシステム—要求事項
- 3) **ISO 9001** 品質マネジメントシステム—要求事項

1.3 用語の定義

本仕様書で用いる用語及び定義は、**JIS X0001~JIS X 0032**によるほか、**表1**のとおりとする。

表1 用語の定義

番号	用語	定義
1	D I I	Defense Information Infrastructure (防衛情報通信基盤) の略称で、防衛省・自衛隊のコンピュータ・システム等を収容し、体系的に構築される超高速・大容量のオープン系及びクローズ系のネットワークをいう。
2	身体歴	主に毎年行われる定期健康診断の結果を記載することを目的に全自衛隊員が所持し、個人の医療情報を管理するものをいう。
3	試行システム	令和8年3月から令和10年1月まで陸上自衛隊東部方面隊の

番号	用語	定義
		一部で試行運用する本システムをいう。
4	次期システム	試行システム後に陸上自衛隊に導入する本システムをいう。
5	プロジェクト計画書	標準ガイドライン に規定された、プロジェクトを計画的に遂行するため、プロジェクトの実行に先立ち作成する文書である。当該計画書には、政策目的、対象業務範囲及びサービス・業務企画の方向性等、対象とする情報システム、目標及びモニタリング、前提条件・制約条件等、実施計画、予算、体制等について記載することとされている。
6	借上事業者	本システムの機器、ソフトウェアの導入及びネットワークを構築し、構築した機器及びソフトウェアの維持保守を行う者をいう。

2. 調達案件の概要

身体歴は、主に毎年行われる定期健康診断の結果を記載することを目的に全隊員が所持しているものであり、個人ごとの医療情報を管理する媒体として優れている。この身体歴情報をデータベースとして管理し、身体歴電子化システムとして、戦傷医療、特に隊員間輸血で必要な医療情報(氏名、生年月日、認識番号、血液型(ABO式及びRh式)、血液検査結果(B型肝炎、C型肝炎、HIV等))を自衛隊の医官側が速やかに把握できる体制を構築していく必要がある。加えて有事のみならず平素の隊員の健康管理やメディカルレディネス(即応性)の可視化に資するため身体歴情報の電子化を推進していく。

そのため、令和7年度に試行システムを整備し、令和8年3月から令和10年1月にかけて陸上自衛隊東部方面隊の一部を対象として、試行運用を実施している。

今後は、試行運用の結果を踏まえ、令和10年度以降に、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、内部部局等(以下「各自衛隊等」という。)の保有する個人ごとの身体歴情報を統合データベースとして標準化し、管理・運用することを目標としている。

本役務は、本システムの事業推進支援等を行うものである。身体歴電子化システムに係る当面のスケジュール(基準)は**表2**に示すとおりであり、支援内容は、試行運用評価支援、全体事業計画策定支援、予算要求支援、事業管理支援、技術支援を基準とする。

表2 身体歴電子化システムに係る当面のスケジュール（基準）

年度 事業	R7(2025) 年度	R8(2026) 年度	R9(2027) 年度	R10(2028) 年度	R11(2029) 年度	R12(2030) 年度
試行システム	設計・開発	借上・保守				
次期システム				R10年度以降 設計・開発 (予定)		
工程管理・ 技術支援	試行システム 導入支援 (R6.4~ R7.3)	事業推進支援、会議参加支援 (R8.4~10.8)		次期システム導入支援 (R10.9~R13.3)		

2.1 本業務期間

本業務の実施期間は、契約締結日から令和10年8月31日までとする。

2.2 役務実施場所

防衛省市ヶ谷地区（東京都新宿区市谷本村町5-1）及び陸上自衛隊東部方面隊の各駐屯地を含む官の指定する場所とする。

3. 役務の内容

3.1 作業実施計画書の作成

契約相手方は、本役務を実施するために必要な作業を洗い出し、契約後速やかに作業体制、プロジェクト管理手法等を定めた作業実施計画書を策定し、官の承認を得ること。また、作業実施計画書に変更が必要な場合は、役務全体に対する影響を調査し、作業実施計画書を変更した上で、官の承認を得るとともに、作業実施計画書の変更管理を行うこと。

3.2 プロジェクトの事業推進支援

プロジェクトの事業推進支援の業務実施スケジュール（基準）を表3に示す。詳細は作業実施計画書のスケジュールとして、官の承認を得ること。

表3 事業推進役務の業務実施スケジュール（基準）

業務	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度
1. 試行運用評価支援	→		
2. 全体事業計画策定支援	→		
3. 予算要求支援		→	
4. 事業管理支援	→		
5. 技術支援	→		

3.2.1 試行運用評価支援

試行運用に係る支援では、試行システムの試行運用実績等に基づき、問題点・ニーズを洗い出して分析し、官側と調整の上、試行運用評価結果（案）としてとりまとめ、次期システムの要件整理に向けた支援を実施する。

試行運用評価結果（案）は、表4に記載している提出期限までに提出後、必要に応じて見直しを行ったものを契約納期までに提出することとする。

3.2.2 全体事業計画策定支援

試行システム後の全省における身体歴電子化に必要な事項を検討し、官側と調整の上、下記の事項について提案する。

具体的には、試行システム後に各自衛隊等における身体歴電子化に係るシステムについて、共通化すべき事項を検討し、それを全省で統合データベースとして管理・運用できるよう、全省の共通化に係る要件定義書（案）を提案する。この際、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊（以下「各自衛隊」という。）に所属する隊員の身体歴情報については、将来、自衛隊病院等において検察・閲覧できるようにするものとし、各自衛隊等で既に電子化されている身体歴に係るデータについては、その移行要領を示し、紙媒体で管理している身体歴情報については電子化に係る要領について提案するものとする。

また、試行システム後に陸上自衛隊に導入する次期システムについて、全省の共通化に係る要件定義書（案）を包含し、試行運用評価結果（案）を考慮した次期システムに係る要件定義書（案）を提案する。この際、防衛省のクラウド化の動向を踏まえた最適なIT基盤を選定し、既に陸上自衛隊で使用されている情報システム等を活用した費用対効果の高いシステムとなるよう提案することとする。

上記の検討を踏まえ、全省における身体歴電子化に係る事業スケジュール（案）を提案する。

全省の共通化に係る要件定義書（案）、次期システムに係る要件定義書（案）及び事業スケジュール（案）は、表4に記載している提出期限までに提出後、必要に応じて見直しを行ったものを契約納期までに提出することとする。

3.2.3 予算要求支援

次期システムに係る要件定義書（案）を踏まえ、標準ガイドラインに基づきプロジェクト計画書（案）を作成するとともに、省内・省外への説明に使用する資料に関する支援や見積書の妥当性を評価するなど、次期システムに係る予算要求業務の支援を実施する。

プロジェクト計画書（案）は、表4に記載している提出期限までに提出後、必要に応じて見直しを行ったものを契約納期までに提出することとする。

3.2.4 事業管理支援

試行システムの借上・保守業務において、借上事業者が官へ提出する保守点検実施計画書、保守点検実施要領書、定期保守点検報告書、障害等報告書及び情報資産管理標準シートについてレビューを実施し、見直しの助言を行うなど、必要な支援を実施する。

また、次期システムに係る仕様書（案）の作成、工程管理等の事業管理支援を実施する。

3.2.5 技術支援

防衛省におけるリスク管理枠組み（RMF）に対応するため、必要となる各種調査及び分析

を行い、試行システムの運用における継続監視及び後続評価に係る文書等の作成を支援する。

また、D I I等のネットワーク基盤の利用等に係る申請書類の作成等において、必要な技術的事項に関する調査及び分析を実施する。

3.3 会議参加支援

官から要請された会議に参加し、官への必要な助言等を行うとともに、必要に応じて議事録及び会議資料を作成すること。

3.4 業務実施報告書の作成

契約相手方は、作業実施計画書に基づき本役務で実施した内容を業務実施報告書として提出することとする。また、記載内容については、提出前に官と調整すること。

4. 本役務の実施に伴うプロジェクト実施体制の整備

4.1 全般

契約相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官と協議するものとする。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下「業務従事者」という。）を確保すること。
- b) 上記a)の業務従事者が、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。
- c) 前記a)の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

4.2 契約相手方の資格等

4.2.1 個人情報保護、情報セキュリティ等に係る公的認証

契約相手方は、次に示す認証を有するものとし、資格等証明書類（認定証等の写し等）を提出すること。

- a) 「ISO/IEC 27001 認証（国際標準規格）」
- b) 「JIS Q 27001 認証（日本工業標準規格）」
- c) 「品質マネジメントシステム ISO 9001 認証（国際標準規格）」

4.2.2 受託実績及び経験

- a) 情報システムに係る支援役務として、要件定義書策定支援、予算要求支援、調達に係る仕様書策定支援等の実績を有すること。
- b) 防衛省におけるリスク管理枠組み（RMF）に精通しており、かつ運用承認支援を行った実績を有すること。

4.3 役務実施体制

4.3.1 統括責任者の選任

契約相手方は、本役務全体を統括する責任者として、以下を満たす者を「統括責任者」として1名指定すること。

- a) 官公庁における情報システムにおいて、直近5年以内にプロジェクト管理支援役務及び調達支援役務に従事した経験を有すること。
- b) 以下の資格のいずれかを有すること。

- ・ PMP (Project Management Professional)
- ・ 情報処理技術者試験のうち、プロジェクトマネージャー

4.3.2 業務実施責任者の選任

業務遂行体制に対する責任者として、統括責任者と**4.3.3**に示すチーム責任者の間に、以下を満たす者を「業務実施責任者」として1名指定すること。

- 官公庁における情報システムにおいて、直近5年以内にプロジェクト管理支援役務及び調達支援役務に従事した経験を有すること。
- 標準ガイドライン**に基づくプロジェクト管理に精通しているとともに、利用経験を有すること。

4.3.3 チーム責任者の選任

契約相手方は、チームを編成（例：試行運用支援チーム、全体事業計画策定チーム、予算要求支援及び事業管理支援チームなど）し、各チームの責任者として以下を満たすものを「チーム責任者」として各チームに1名指定すること。なお、チームは随時再編成ができるものとする。再編成する前に官側に承認を得ること。

- 官公庁の情報システムにおいて、直近5年以内にプロジェクト管理又はプロジェクト管理支援に従事した経験を有すること

4.4 業務従事者名簿の提出

役務要員について、業務従事者名簿を契約後速やかに作成の上、支出負担行為担当官補助者に提出し、了承を得ること。

4.5 業務従事者変更の届出

業務従事者に異動、退職、長期休暇等が生じ、業務従事者の追加、変更等が必要となった場合には、十分な時間的余裕をもって業務従事者名簿を提出し、後任の業務従事者に確実に引継ぎを実施すること。提出先は支出負担行為担当官補助者とし、了承を得ること。

なお、官が業務従事者の要件を満たさないと判断した場合についても同様とする。

4.6 第三者の従事

契約相手方は、本役務契約の履行に当たり、第三者を従事させる必要がある場合には、**情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）**に定める特約条項を適用すること。

4.7 業務従事者の交代

官が業務従事者の技術レベル、資質、態度等について、本役務の円滑な実施に支障があると認められた場合は、契約相手方は他の業務従事者への交代を行うこと。

5. 提出書類等

5.1 提出書類

提出書類の範囲、提出時期等は、**表4**のとおり。提出書類は、官の担当者にメールで送ること。ただし官が別途指定する場合はこの限りではない。

表4 提出書類

No.	書類名	媒体種別数量	提出時期	提出先
1	業務従事者名簿	電子媒体1式	契約後速やかに	防衛省
2	作業実施計画書			
3	議事録		会議終了後速やかに	
4	会議資料		会議開催前まで	
5	試行運用評価結果(案)		令和9年2月末までに	
6	全省の共通化に係る要件定義書(案)		令和9年2月までに	
7	次期システムに係る要件定義書(案)		令和9年3月末までに	
8	事業スケジュール(案)		令和9年3月末までに	
9	プロジェクト計画書(案)		令和9年3月末までに	
10	仕様書(案)		令和9年12月末までに	
11	業務実施報告書		契約納期までに	

5.2 記載方式

- a) 提出文書は、全て日本語で作成すること。ただし、英字で表記することが一般的な文言については、英字で表記することができるものとする。
- b) 情報処理に関する用語の表記については、原則、日本産業規格(JIS)の規定に準拠すること。
- c) 提出文書は電子媒体により作成し、表4に示す提出部数を提出すること。電子媒体はウイルスチェックを実施しておくものとする。
- d) 電子媒体による提出について、PDF形式で作成し、提出すること。ただし、官が他の形式による提出を求める場合は、調整の上、これに応じること。
なお、契約相手方側で他の形式を用いて提出する必要があるファイルがある場合は、官と調整すること。
- e) 提出後、官において変更が可能となるよう、図表等の元データも併せて提出すること。
- f) 提出文書の作成に当たって、特別なツールを使用する必要がある場合は、事前に官の承認を得ること。

6. 入札制限

情報システムの調達透明性及び公正性の確保の観点から、標準ガイドラインに基づき、契約相手方等は、本役務で策定された「要件定義書(案)」及び「仕様書(案)」に基づき実施される情報システムの設計・開発及び保守等に係る入札に参加できないものとする。

7. 個人情報保護及び秘密保全等

7.1 個人情報保護

- a) 契約相手方は、官から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報について、**個人情報の保護に関する法律**に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。また、当該個人情報については、本役務以外の目的のために利用してはならない。
- b) 契約相手方は、本役務の実施に伴い知り得た保護情報の取扱いに当たっては、**装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）**に基づき、保護すべき情報（以下「保護情報」という。）を適切に管理するものとし、その効力はこの契約終了後も継続するものとする。また、保護情報は、省内実施場所でのみ取り扱うものとし、持ち出す場合は必要な措置、手続きを講ずるものとする。
- c) 契約相手方は、**情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）**別添「情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項」に基づき、サプライチェーン・リスク対応を実施すること。
- d) a)からc)のほか、官は契約相手方に対し、本役務の適正かつ確実な実施を確保するために必要な範囲で、秘密を適正に取り扱うための措置を執るべきことを指示することができるものとする。
- e) 契約相手方は、本役務の履行に必要であると官が承認した場合を除き、情報を役務事務所以外の省外に持ち出してはならない。
- f) 契約相手方は、本役務の履行に必要であると官が承認した場合を除き、外部から省内実施場所へデータを持込んで持込んではならない。
- g) 本役務の実施において情報セキュリティが侵害され、又はその恐れがある場合には、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を、その後速やかにその詳細を官に報告すること。
- h) 本役務の実施における情報セキュリティ対策の履行状況について、官が実績の報告を求めた場合には、速やかに提出すること。
- i) 本役務の実施において、契約相手方における情報セキュリティ対策の履行が不十分であると認められる場合には、契約相手方は官の求めに応じ、協議を行い、必要な対策を講じること。

7.2 秘密保全

- a) 官房長等又はその指定した者が定める立入禁止の掲示がある場所及び部隊等の長が定める立入制限場所等（以下「立入禁止場所等」という。）へ立ち入る業務従事者は、当該立入禁止場所等への立入手続等に関する達又は、官房長等又はその指定した者が定める手続に従い、立ち入りを許可された者でなければならない。
- b) 契約相手方は、官から貸付けを受けた文書及び電子データについては、当該業務終了時に官に返却すること。また、提供を受けた文書及び電子データについては、当該業務終了前までに消去又は廃棄して、速やかにその旨を書面で報告すること。
- c) 本役務に係る情報及び情報システム以外の官が所管する情報及び情報システムに不要なアクセスを実施しないこと。

- d) 立入禁止場所等への携帯電話，パソコン及び可搬記憶媒体の持込みについては，官と協議の上，その指示に従うこと。
- e) 業務の遂行において契約相手方の情報セキュリティ対策の履行が不十分であると官が認めた場合は，官の求めに応じ協議を行い，官と合意の上で，改善を図ること。
- f) 契約相手方は，本役務の履行に際し知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約相手方が収集，整理，作成等した情報であって，防衛省が保護を要しないと確認していない一切の情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては，**装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）**における別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報等に該当しない非公知の情報にあつては，これらに準じて），適切に管理するものとする。この際，特に保護すべき情報等の取扱いについては，次の履行体制を確保し，これを変更した場合には，遅滞なく官に通知するものとする。
- 1) 契約を履行する一環として契約相手方が収集，整理，作成等した一切の情報が，防衛省が保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱われることを保障する履行体制
 - 2) 官の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
 - 3) 官が書面により個別に許可した場合を除き，契約相手方に係る親会社，地域統括会社，ブランド・ライセンサー，フランチャイザー，コンサルタントその他の契約相手方に対して指導，監督，業務支援，助言，監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制
- g) 契約相手方は，知り得た保護情報の取扱いにあつては，**装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）**に基づき，適切に管理する。保護すべき情報は，**表5**のとおりとする。

表5 保護情報

No.	保護すべき情報	具体的な保護すべき情報
1	システム構成	ネットワーク構成図，システム構成図及び設計書
2	設置場所等の施設情報 (設置部隊及び数量を含む)	端末等機器配置図及びネットワーク配線図

8. 提出書類の取扱い

8.1 知的財産権の帰属

8.1.1 著作権

- a) 提出文書に関する著作権は，官に帰属するものとする。また，契約相手方は，防衛省が承認した場合を除き，提出文書に関する著作者人格権を行使しないものとする。

- b) a)に関わらず、提出文書に契約相手方が既に著作権を保有しているものが組み込まれている場合は、契約相手方が既に著作権を保有しているものの著作権についてのみ、契約相手方に帰属する。
- c) 契約相手方は、本役務の提出文書に関し、**著作権法**第27条及び第28条を含む著作権の全てを官に譲渡するものとする。
- d) 提出文書に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、契約相手方が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。
- e) 上項a)及びc)において、官は納入された著作物を自ら利用するために必要と認められる範囲で、翻案、翻訳、複製及び貸与することができるものとする。
- f) 本役務の提出文書等に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら官の責めに帰す場合を除き、契約相手方の責任と負担において一切を処理すること。この場合において、官は当該紛争の事実を知ったときは、契約相手方に必要な範囲で訴訟上の対応を契約相手方に委ねるなどの協力措置を求めるものとする。

8.1.2 権利義務の帰属等

- a) 本役務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触する場合は、契約相手方は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。
- b) 契約相手方は、本役務の実施状況を第三者に提供し、又は公表しようとする場合は、あらかじめ、官の承認を受けなければならない。
- c) 省内実施場所で生成した情報は、防衛省の所有に属するものとする。

9. 再委託

- a) 契約相手方は、本役務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- b) 契約相手方は、本役務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、再委託先の事業者名、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報の管理その他運営管理の方法（以下「再委託先名等」という。）について記載した文書を提出し、官の承認を受けなければならない。
- c) 契約相手方は、契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先名等を明らかにした上で、官の承認を受けなければならない。
- d) 契約相手方は、上項b)又はc)により再委託を行う場合には、契約相手方が官に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し「**7. 個人情報保護及び秘密保全等**」に掲げる事項について、必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を聴取しなければならない。
- e) 上項b)又はc)に基づき再委託先の事業者に義務を実施させる場合は、全て契約相手方の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責に帰すべき事由については、契約相手方の責に帰すべき事由とみなして契約相手方が責任を負うものとする。
- f) 契約相手方は、本役務の履行に当たり、第三者を従事させる必要がある場合は、**情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項につ**

いて（通知）別添「情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項」に基づき必要な手続きを実施する。

10. 資料の貸与

契約相手方は、本役務の実施に当たり必要な官の保有する資料等について、官の許可を得た上で、閲覧又は貸与を受けることができる。官が保有する資料の閲覧又は貸与を受ける場合は、取扱いに留意し、法令及び関連規則等に従い、官が指定する条件を遵守すること。

11. 官側の支援

11.1 国有財産等の利用

契約相手方は、本役務の履行に当たって必要な場合、官が認める範囲内において、次に示す官の支援を無償で受けることができる。

- a) 現地調査に関する事項
- b) 防衛省内における搬入器材の保管
- c) 防衛省内における電力、水、スペース等の使用
- d) 防衛省内における施設の利用
- e) 防衛省内における官の保有する器材の使用
- f) 防衛省内の回線
- g) その他、官が認めた必要な事項

11.2 国有財産等の使用制限

- a) 契約相手方は、「11.1 国有財産等の利用」で示す国有財産等について、本役務の実施及び実施に付随する業務以外の目的で使用し、又は利用してはならない。
- b) 契約相手方は、あらかじめ官と協議した上で、官の業務に支障を来さない範囲内において、施設内に本役務の実施に必要な設備等を持ち込むことができる。
- c) 契約相手方は、上項b)で設備等を設置した場合は、設備等の使用を終了又は中止した後、直ちに必要な原状回復を行う。
- d) 契約相手方は、既存の建築物、工作物等に汚損、損傷（機器の故障等を含む。以下同じ。）等を与えないよう十分に注意し、損傷が生じるおそれがある場合は、養生を行うものとする。損傷が生じた場合は、契約相手方の責任と負担において速やかに復旧しなければならない。

12. その他特記事項

- a) 本役務の推進に当たり、官の指示に従うとともに、細部にわたり官と密接な連絡を保ち、作業が良好、かつ安全に実施できるよう努めること。
- b) 契約相手方は、本役務の履行に当たり、第三者を従事させる必要がある場合には、**情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）**に定める特約条項を適用する。
- c) 引用文書及び関連文書を閲覧する必要がある場合は、官と協議すること。
- d) 本仕様書について疑義を生じた場合は、速やかに契約担当官等と協議すること。

- e) 各機関等の長が定めた立入禁止場所等に立ち入る場合は、各機関等の立入手続に従い手続を実施するものとする。
- f) 表4に示す提出書類が、**環境物品等の調達の推進に関する基本方針**の基準を満たすものであること。

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	
	調 達 要 求 年 月 日	令和8年2月16日
	作 成 部 課	人事教育局 衛生官付
	作 成 年 月	令和8年2月16日
品 名	身体歴電子化システムに係る事業管理支援等役務	
仕 様 書 番 号		

1 保護すべき情報の管理

契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。

2 保護すべき情報として指定された情報

保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の注意事項	備 考
システム構成	ネットワーク構成図、システム構成図及び設計書		
設置場所等の施設情報 (設置部隊及び数量を含む)	端末等機器配置図及びネットワーク配線図		

3 特記事項

※ 細部については別途官側が指示する。